

仙北市物産展出店支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県外で開催される物産展に出店する中小企業及び個人事業主に對して、仙北市物産展出店支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、市内産品の販路拡大、市の物産振興の推進及びPRを行うことを目的とし、仙北市補助金等交付規則(平成17年9月20日仙北市規則第39号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 個人事業主 法人を設立せずに個人で事業を営むものをいう。
- (3) 物産展 物産商取引の拡大、受注拡大を目的とし、一般消費者に対し直接販売を行う催事のことをいう。
- (4) 市内産品 市内で生産又は製造された農林水産物、食品、飲料及び工芸品等をいう。
- (5) 受付日 仙北市役所商工課の窓口にて、仙北市物産展出店支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)および第7条第1項第1号から第9号までの書類一式が到達した日をいう。ただし、庁舎の開庁時間外に前述の書類が該当庁舎に到達した場合および開庁日以外に前述の書類が該当庁舎に到達した場合は、翌開庁日を受付日とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、中小企業及び個人事業主であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業においては代表者、個人においては事業主が本市に住所を有し、かつ市内で事業を営んでいること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 許認可等を必要とするイベントにあつては、当該許認可等を受けて実施することが確実であること。
- (4) 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員ではないもの、又は将来にわたって該当しないもの。

また、暴力団、暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないもの。

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める業種、公序良俗に反する事業又は宗教的施設として活用する事業を営む者でないこと。
- (6) 公益法人又は事業者の経営に国又は地方公共団体が直接又は間接に参画していないもの。ただし、仙北市が出資して設立した事業者は除く。
- (7) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた者でないこと。

2 前項に該当する者のうち、国、地方公共団体、その他公的団体から当該物産展への出店に係る経費等について補助や支援を受ける予定の者又は受けている者は補助対象者から除くものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が申請の日が属する年度内に秋田県外で開催される物産展に出店する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、物産展で使用する商品、商材その他の物品を輸送するための経費で、別表1に掲げるものとする。

2 前項の補助対象経費は消費税及び地方消費税等相当額を含まないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助対象経費に対する補助金の額(以下「補助額」という。)は、補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、5万円を上限とする。

2 補助額の計算において千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、補助対象事業開始の14日前までに仙北市物産展出店支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、第3項に定める申請受付期間内に市長に提出しなければならない。ただし、4月14日までに開催される物産展に出店しようとする場合は、4月1日に申請をすること。

- (1) 収支予算書(様式第2号)
- (2) 事業計画書(別紙1)
- (3) 同意・誓約書(別紙2)
- (4) 補助金対象事業の出展案内・パンフレット

- (5) 市税納税証明書(滞納なし証明)
- (6) 住民票
- (7) 補助対象経費の積算根拠となる資料
- (8) 許認可等が必要な業種は当該許認可証等の写し
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第5号においては、補助対象者が個人事業主の場合は事業主名、中小企業の場合は会社及び代表者名の書類を提出すること。第6号においては、補助対象者が個人事業主の場合は事業主名、中小企業の場合は代表者名の書類を提出すること。

3 申請受付期間は当該年度の4月1日から3月17日までとする。ただし、前条第1項において、受理した交付申請の補助金額の合計が、補助金交付のための予算額に達した場合は、期間中であっても申請を受理しないものとする。

4 市長は受付日の早いものから申請を受理するものとする。同日に受理したものであっても、前項の規定により補助金額の合計が補助金交付のための予算額に達した場合は、到達時刻がより早いものを受理するものとする。

5 補助金の交付決定後は、原則として補助金の増額はできない。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請を行った者に対して、交付を決定したときは仙北市物産展出店支援事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 同一の補助対象者に対する補助金の交付は同一年度において1回限りとする。

(補助金の変更申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業の内容に変更があるとき、又は中止しようとするときは、速やかに仙北市物産展出店支援事業費補助金変更(中止)申請書(様式第4号)に次の書類を添付し、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の収支予算書(別紙3)
- (2) 変更後の補助対象経費の積算根拠となる資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、当該申請書の提出があった日から起算して30日以内に変更又は中止の可否を決定し、当該申請を行った者に対して、仙北市物産展出店支援事業費補助金変更(中止)承認(不承認)通知書(様式第5号)により、通知するものとする。

(実績報告書)

第10条 交付決定者は、当該交付決定に係る補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から30日以内又は補助金の交付決定通知書を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、仙北市物産展出店支援事業費補助金実績報告書(様式第6号)(以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第7号)
- (2) 事業完了報告書(別紙4)
- (3) 各日出店記録表(別紙5)
- (4) 補助対象事業の履行状況が確認できる写真
- (5) 補助対象事業の領収書又はこれに代わるものの写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかに補助対象事業の完了を確認し、その成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定させ、仙北市物産展出店支援事業費補助金交付確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求および交付)

第12条 市長は、交付すべき補助金の額の確定を行った後に補助金を交付するものとする。

- 2 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金請求書(様式第9号)により、市長に補助金を請求するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日の翌日から起算して30日以内に当該交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の取り消し、金額の変更および返還)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の目的に使用したと認められるとき。
- (2) 提出した書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。
- (3) 補助対象事業の履行が不正な手段によると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定又は交付の条件その他法令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の支給決定を取り消すときは、仙北市物産展出店支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。この場合において、既に支給された補助金を返還させるときは仙北市物産展出店支援事業費補助金返還命令書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

(関係書類の保存)

第14条 交付決定者は、経理関係帳簿等を含む事業関係書類を、実績報告書を提出した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第15条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に報告をさせ、又は職員に帳簿書類その他の事項を調査させることができるものとする。

(補足)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1(第5条関係)

対象経費	物産展で使用する商品、商材その他の物品を輸送するための経費
------	-------------------------------

備 考	① 宅配業者に輸送を依頼する場合 【対象経費】 ・宅配料金 ※出店期間中の追加輸送分も対象。 ② 出店者自身で自動車を運転して輸送する場合 【対象経費】 ・燃料費（事業所所在地から物産展会場までの最も経済的および合理的な経路により算出された実費。物産展出店前後3日以内の給油料金を限度とする。） ・有料道路料金（最短経路による妥当な料金） ・駐車場料金（出店期間に前後日を含めた料金を限度とする。） ・車両借上料（必要最低限の日数を限度とする。なお、保険料も対象とする。） ・フェリー料金（車両1台分の最低運賃。ただし北海道内の物産展へ出店する場合のみ対象とする） ※①②の経費が混在する場合は、①のみを対象経費とする。
-----	---